令和７年度青年農業者・新規就農者実態保管調査の流れイメージ図　【参考２】

農政主管課

【新規就農に関する調査】（様式１－１、１－２、３）
令和７年５月１日時点で新たに就農した者について、様式【１－１】又は【１－２】を作成し、様式３に取りまとめる。
※参考１「調査の流れ及び役割分担」のⅠの１～４、７を参照

提出期限：９月５日(金)

【定着状況の調査】（様式２号）
様式２号に掲載の農業者が就農後、「令和７年５月１日時点」で、定着しているのかを、農業委員会等と連携し、農地台帳や電話等で確認し、適宜様式２号を赤字で修正。
※参考１「調査の流れ及び役割分担」のⅡの１を参照

連携・協力

農業委員会等

【農政主管課と連携・協力】
・「新規就農に関する調査」及び「定着状況の調査」について農政主管課へ情報提供を行う。
・農地台帳、農業委員・農地利用最適化推進委員、JA等からの情報等を基に、新規就農者情報の掘り起こしや就農者の定着状況について知り得た情報を提供する。
※参考１「調査の流れ及び役割分担」のⅠの５～６、Ⅱの２を参照

県広域本部（地域振興局）

提出期限：９月１９日(金)

【様式３号】及び【様式４号】に取りまとめ、提出する。あわせて【様式１－１】【様式１－２】の写しも提出。
※参考１「調査の流れ及び役割分担」のⅠの８、Ⅱの４を参照

・各市町村の調査進捗を管理。
・提出された新規就農者リスト（様式３号）及び定着状況リスト（様式２号）の精査等を行う。
・新規就農者については、過去にカウントされていないか様式２号等で確認。

（一社）熊本県農業会議